中華民國第一回國會選擧における 國 民黨の勝利について

間 直 樹

狹

そして、 がて第二次奉直戰爭における直隸派の敗北の結果として、三度取りつぶされることになる。 ののち一九一六年八月に再開されたかと思うと、翌年六月には再度、段祺瑞の壓力に屈した黎元洪の手によって解散される。 閥の支配下にあってきわめて敷奇な運命をたどった。すなわち、一九一四年一月には袁世凱によって解散され、袁の帝制失敗 この新しい共和國においては、衆議院、 立法機關でもあった。國會は一九一三年四月に開設されたのであるが、 中華民國は、いうまでもなく、一九一一年一〇月一〇日の武昌蜂起にはじまる辛亥革命によって創立された共和國である。 一九二二年八月、第一次奉直戦争における直隸派軍閥の勝利の結果として、三度開會され(いわゆる法統重光)、や 參議院の

兩院より

構成される

國會が、 以後一九二四年一一月に消滅させられるまで、 法制的に國權の最髙機關であり、 同時に唯一の 北洋軍

はつねに對立抗爭をくりかえした。 のみ存在したかのようであるが、この現實に武力を有する支配者すなわち軍閥と法制的に國權の最髙機關であるはずの國會と 北洋軍閥の支配下にあって三度生れ、 中華民國第一回國會選擧における國民黨の勝利について 兩者の對立關係の枠組は、 三度殺された國會は、 **質は第一回國會選擧における國民黨の勝利によって作りだされ** 時の實際の權力者に正統な統治者としての保證を與えるために

六二五

東

選出させるなど、 退場させてしまったのである。 うとして失敗し、 たのであり、 する立法機關を作りだすことはほとんど不可能事に屬することであった。ゆえに、 て國民黨が多數を占めた國會を銃劍の力で捻じふせることはそう難しいことではなかったのだが、それにかわる、 その國民黨の勝利は辛亥革命の"成功"がもたらしたひとつの結果いがいのなにものでもなかった。 國會をこれ以上墮落しようのないところまで凌辱して、その結果、 段祺瑞は翼贊の安福國會をお手盛りしながら野望を貫徹できず、最後に曹錕が賄選によって自分を大總統に 袁世凱は共和國そのものを否定してしまお 國會と北洋軍閥の双方を歴史の舞臺から 正統性を有 軍閥にとっ

して國民黨の勝利のもつ歴史的意味について簡單な考察を加えることにする。 回國會選擧に焦點をしぼり、 北洋軍閥時代における國會の歷史は、 國會組織法等の內容、 民國政治史の一重要課題たるを失わないが、 國民黨と他黨の對抗關係、 選擧にたいする國民黨のとりくみの實態、 小論ではその對立抗争の原點となった第

__

しての中華民國臨時政府に對應するものである。 た各省都督府の代表と若干の未光復省の諮議局代表等により構成された臨時の過渡的な立法機關であり、 中華民國の國會は臨時參議院が制定公布した國會組織法にもとづいて生みだされたものである。 臨時參議院とは、 あたかも行政機關と 光復され

名よりなる臨時參議院の議員の幾分かは代表連合會の代表だった人物がそのポストを占めた。 國臨時政府すなわち南京臨時政府が誕生し、ついで一月二八日には臨時參議院が開設されることになった。一八省の代表四三 の立法機關の濫觴である。 その成立過程をごく簡單に述べれば、 代表連合會が制定した「中華民國臨時政府組織大綱」にもとづいて、 武昌蜂起後に光復された諸省は、まず各省都督府代表連合會を組織した。 一九一二年 月一 日 革命諸省側

民國臨時約法である。約法とは孫文の構想にかかる、憲法制定以前の國家の根本法である。 臨時參議院が制定公布した法律のうち、もっとも重要なものは、三月一一日に臨時大總統孫文によって公布施行された中華 すなわち革命後の一時期、

法の役割を擔うものなのである。

たが、 に北京での臨時參議院が開會された。一二六名の定數中、一一一名が集り、 優越を定めているとすれば、そこでの優位を實質的に確立することが重要な政治課題とならざるをえないであろう。 るように、 國家權力の總攬者である臨時大總統との關係については、臨時約法はほぼ立法府が優越するように規定している。よくいわれ 立法權については、その第十六條で「中華民國の立法權は參議院を以て之を行う」と規定する。この立法府としての參議院と、 議院は四月八日から休會し、二一日に北京で開會されることとされた。休會中に議員が選びなおされ、 臨時約法は、その第二條において「中華民國の主權は國民全體に屬する」と主權在民を宣言する。そして三權分立制を採り、(②) 定員増により新顔がかなりの多數をしめた。 第二代臨時大總統袁世凱の就任、初代臨時大總統孫文の解職にあわせて、 孫文らが袁世凱を法律の力で縛ろうとした意圖のあらわれである。 南京参議院の議員の多くは新議員に横すべりをし 共和國の根本法が、 南京の諸政權機構も北京へ遷った。 主權在民を謳い、立法府の やや遅れて四月二九日 臨時參

萬人ごとに一人の割合とし、 一二省から每省一○名、蒙古二七名、西藏一○名、青海三名、それに中央學界八名、海外在留者 ると規定していたのであって、その任は新しく發足した北京の臨時參議院によって擔われることになった。 て合計二七四名の定員よりなり、任期は六年、二年ごとに三分の一を改選する。一方、衆議院議員は、二二省からは人口八〇 かけて制定公布された「國會組織法」と「參議院議員選擧法」「衆議院議員選擧法」および同施行細則がその成果である。 臨時約法は施行後一○ヵ月以内に國會を召集せねばならないと規定し、同時にその國會の組織および選舉法は參議院が定め 八月一〇日の公布にかかる國會組織法によれば、 人口調査施行以前には推定人口數にもとづく假の割當として直隸四六名、 中華民國の國會は參議院と衆議院の兩院より構成される。 (華僑) 選擧會六名をくわえ 江蘇四〇名、 八月から一一月に 参議院の議員は 四川三五

選擧される閒接選擧であるのにたいし、衆議院議員のばあいは、後述のような覆選制による直接選擧である。 とえば吉林、黑龍江なども一〇名の定數をあたえられる。任期は三年、解散はない。 雲南二二名等々、 それに蒙古二七名、 西藏一〇名、青海三名を加えて五九六名の定員である。 選擧方法は、 參議院議員が各省議會から 人口八〇〇萬以下の省、た

平等を"實質的"に實現しようとしているといってよいだろう。しかし、兩院の選擧方法は異るにしろ、省議會議員の選擧が 男子で、選擧人名簿作成以前の滿二年以上、該選擧區內に居住していなければならない。これが共通の年齡、 衆議院のそれと同時に、比例だけをかえて同じ方法でおこなわれたため、衆議院と省議會とはほとんどかわらぬ結果となり、 を有する者、との四條件のいずれかに適っていなければならない。 する者、ただし蒙藏青海においては動産によって計算してよい、③小學校以上の卒業者、 いての資格制限である。そして、さらにそのうえに、⑴年に直接稅を二元以上納める者、 まず選擧權について。おなじく八月一○日に公布された衆議院議員選擧法によれば、中華民國國籍を有する滿二一歳以上の⑤ 議員定數の割振りからみて、參議院が各省閒の對等を形式的に保證しようとしているのにたいし、衆議院は人口數に應じた 衆議院と參議院はほぼ同じ色分けとなった。ゆえにここでは衆議院のばあいについて主としてみていくことにしたい。 4小學校以上の卒業に相當する資格 ⑵五○○元以上に値する不動産を有 性別、 居住につ

であり、それにくわえて、財産制限がある。しかし學歷、不動産所有による資格附與條件はない。財産制限は、 七三號等によれば、 本あるいは不動産を有する者、というのだから、衆議院議員すなわち省議會議員の選舉制限の方が學歷、 書を持つ者、③生員以上の出身者、④文七品、武五品以上の實缺に任じて參革されなかった者、⑤本省に五千元以上の營業資 緩和されたといえよう。さらに當時の日本の選擧法とくらべてみると、一九一二年のころに施行されていた明治三三年法令第(タ) 五歳以上の男子にして、①學校、公益事業に三年以上從事し、成績有る者、②中學あるいはそれと同等以上の學堂卒業者で證 この資格制限を淸末の憲政準備のなかで創立された各省の諮議局議員選擧のそれと較べると、後者は、本省籍を有する滿二 選擧權は、 滿二五歳以上の男子で一年以上その選擧區に居住する帝國臣民であることが、 財産等の面で大巾に 年に直接國稅

○圓以上納入というのだから、かなり髙額といわねばならない。直接國稅とは地租、所得稅および營業稅を含んでいる。

反發を買うことは必至だったろう。 れている地主たちにたいする救濟條項でなかったかとも思われる。 まぬものであった。 中華民國の選擧法の規定するところによれば、 所得税もさることながら、 したがって學歷、 營業税を含まぬ、 不動産所有による資格附與はそれら商工業者ないし租税の公課負擔を免 直接稅とは、 ということからすれば、 地丁と漕糧すなわちもっとも傳統的な土地税だけしか含 新興のブルジョアジー、

選擧權要求が出され、工商業者たちは、もし要求が通らねば、 動産規定を加えるよう要求が出て、 と主張した。まさに"代表なくして課税なし"である。 またこ れを支持して上海の『時報』は、 おこすことは確實だったと思われるが、 ら納税資格と財産資格の關係はあいまいさを拂拭しきれない。とはいえ直接稅に營業稅を含まぬことが商工業者の不滿を惹き 「地租、 一一月一日から工商部の主催により北京で開かれた全國臨時工商大會において、土地稅以外の稅金を納めている者にたいする ただ六月十五日の全院委員會に提出された原案では「年に二元以上を納税するもの」とあるだけであったが、 所得稅、營業稅」とし、營業稅のなかに「鋪捐、 種々討議ののち七月八日の特別會議で前掲の四項目が議決されるのである。(第1) その聲が參議院の討議の進行と絡んでおこってきた形跡は明かでない。 戶捐、 「今後は國家、地方ともども各地方の捐稅は一槪に納めない」 屠捐」等を含ませるよう要求した。 せめて日本同様に直接税は やや遅れて、 議員中より不 資料的制約か

民の共和國における財産制限そのものにあった。 有産者ないし有識者でなければならない、 右派がそうであったばかりでなく、 とのイギリス流の觀點からする反論を書いて、その意見を一蹴してしまったのである。當時にあっては、章士釗等の革命派のとのイギリス流の觀點からする反論を書いて、その意見を一蹴してしまったのである。當時にあっては、章士釗等の革命派の 起して制限に反對したとき、 商工業者の反應がにぶいのは、 同紙主筆の章士剣は社論で、 恐らく不動産ないし學歷規程でその多數が有權者になりえたからであろうが、 孫文等の左派もとりたてて財産制限に異を唱えた形跡はないのであって、 という社會通念が選擧權問題にこのような形で現われたわけである。 しかし『民立報』の讀者が平等自由の原理をたてに、その問題を正面から提 社會という財産を管理する資格があるのは、 財産をもつ個人である 社會の指導層は 要するに、辛 問題は主權

亥革命によって達成された民權主義とは、 かでも商工業者すなわちブルジョアジーが地主の下風に立つことを强要される態のものでしかありえなかった。たとえ、 とりあえずは有産者における權利としての民權を一歩も出ないものであり、そのな

がそこに止まるつもりだったわけではない、としてもである。

湖北、 ので、 それを基礎數として適宜に斟酌按配し、覆選擧區ごとの定數を定める。つぎにその定數の五○倍を初選當選人の定數とし、 初選擧區にはいくつかの投票區が設けられる。 について要約的にいえば、 は極端にすぎることが分ろうが、いずれにせよ、有權者名簿の作成がかなり杜撰であったことだけは確かなようである。 た注13に示したように、 八パーセントなのにたいし、雲南はわずかに一・四パーセントにしかならず、その差はとうてい地方差とは考えられない。 いの有權者の對總人口比一九・四パーセントにほぼ匹敵する。 者數とその人口比とを見てみよう。たとえば、直隸は六一九萬餘人、雲南は二三萬餘人である。各省の正確な人口は分らな.(3) (一九二○) で五・五パーセントだったことを勘案すれば、おそらく山東・江蘇あたりの數値がまだしもで、直隸、 被選擧權については省略し、選擧方法について述べれば、 さて、このような資格制限のもとで、有權者はどれぐらいあったのか。一例として北京籌備國會事務局の發表にかかる有權 選撃施行にあたり議員定敷割當のための基礎敷として推定された人口敷を議員定敷から逆算するなら、直隸の人口は大 六○○餘萬人、雲南は一、七○○餘萬人となる。そこで、有權者數の省人口にたいする比率をもとめると、 江西などは直隸をも上まわっている。湖北はさておき、 山東、 省ごとにいくつかの覆選擧區が劃定され、 江蘇、 山西の有權者の對省總人口比はそれぞれ五・二、六・一、一一・六パーセントであるが、 各段階での當選人の定數は、 選擧は、 納税制限が 年三圓と ほぼ 中國と 同額になった第一四囘總選擧 直隸、 覆選擧區は縣を單位とする數個の初選擧區を包括し、 前述したように、 まず全省の有權者總數を該省の議員定數で除し、 廣西、 江西の示す比率は日本最初の男子普選のさ 覆選制である。いま、二二省のばあい 直隸が一六・ 雲南など お

選當選人となるためには該區の投票總數を定數で除した數の三分の一以上の得票を必要とし、

覆選の當選人は同様に二分の一

(縣)の定數とする。

初

なじく該覆選擧區內の有權者總數をその數で除し、それを基礎數として適宜に斟酌按配し、初選擧區

以上の得票を必要とした。この規定が大きな黨に有利に働くであろうことはいうまでもない。

察員、 督も該區の行政長官すなわち縣知事がその任に當り、覆選區の覆選監督は省の選舉總監督が委任する。そして投票管理員・監 治勢力が選擧を有利に展開しうる可能性をはらんでいたわけである。 最後に選舉辦理人員、選擧監督等についてふれておこう。 開票管理員・監察員はそれぞれ初選監督、覆選監督が委任する。 各省の選擧總監督は該省行政長官すなわち都督、 ということは、 該省の都督、縣知事を掌握している政

最後の日にあたる一三年一月一〇日に發せられ、四月八日にいよいよ第一國會の開幕となるのである。 のところ一九一二年一二月に初選學、翌年一~二月に覆選擧が實施されることになる。 以上のような法的體制のもとにおいて、中華民國の第一囘國會選舉として、地方によってかなり前後しながらも、 そして國會召集令が臨時約法の規定の

_

る中華民國工黨といったものもふくまれていたのである。 のもとにおける社會的勢力の確立發展を目指すものであったが、 都市上海では、 ところだが、雨後の筍よろしき政黨結社の簇生にもその政治的社會的情況の一端が反映されていた。つねに時流の先端をきる 皇帝支配を打倒した辛亥革命が空前の精神的解放をもたらしたことは、 中國史上はじめての國會選擧に臨んだのは、 一九一二年末ごろには、無慮二六八にもおよぶ政黨結社の誕生をみたともいわれる。その多くは共和立憲政體 國民黨、 共和黨、 なかには社會主義をかかげる中國社會黨、 統一黨、 辛亥革命五十周年記念大會において周恩來が指摘した 民主黨の四黨であった。ところで、二千年來の專制 **勞働者の黨を名の**

に人民大衆によって鬪かわれたことによって齎らされたのであった。それにもかかわらず、當時のかれらの意識水準からして、 このような情況は都市においてしか見られなかったとしても、 中國の政治生活におけるこの時の昻揚は、 辛亥革命が全國的

けで争われることになったのである。「政界に居る者、多きも五萬人を過ぎず」とは孫文の當時における推計である。 導することによって國家の富强と國民の幸福を實現できると信じていたのである。このようであったから、主權在民を宣言し 託する受動的な存在に逆もどりしてしまった。そしてそれに照應して、革命派の指導者たちも、新しい共和國を自分たちが指 **舊體制の打倒には主體的に決起した人民大衆も、新體制の樹立にさいしては、そこで與えられるであろう將來の幸福に望みを** 部の政治家に委ねられることになり、さらに國權の最髙機關の掌握をめぐる政治鬪爭が四つの政黨の閒だ

は梁自身が共和黨に入黨してしまった。そして、正式國會開幕後の四月二四日には共和黨、 湯化龍、 である。 して袁世凱の與黨の進歩黨を結成するにいたるのである。 て組織されたはずのものであった。しかし、民主黨は反國民黨を主たる目標にしていたため、やがて一九一三年二月二四日に るが、それかあらぬか、章炳麟は舊官僚等の腐敗に憤おり、すぐにそこを跳びだしてふたたび統一黨の旗をかかげるにいたる。 らつねに"官僚黨"と譏られるような黨なのであった。この黨は、袁世凱が同盟會に對抗するために組織させたといわれてい 領章炳麟は孫文、 のうちでは張謇、章炳麟、 たのが、 民主黨の成立はやや遅れて一○月二七日、共和促進會、國民協會、共和建設討論會等が合併して出來たものである。それは、 ところで、四黨のうち共和黨は、北京參議院の開幕直後、一九一二年五月九日に結黨された。⁽³⁾ 孫洪伊等の舊立憲派と舊保皇派が梁啓超を盟主におしたてて組織したもので、もともと「一極大の第三黨」を目指し みられるとおり、立憲派、舊官僚、同盟會內の反孫黃派が大同團結したもので、みずからを"民黨"と稱する同盟會か 湖北に基盤をもつ民社および民國公會、國民協進會、溫宗堯等の國民黨等の小政團と合體して共和黨となったもの **黄興に反對する立場から中華民國連合會を組織した。それが江浙地方の立憲派と合同して統一黨を名乘って** 程德全、 熊希齢、范源濂らが主要メンバーである。それよりさき、中國同盟會內部の光復會系の首 統一黨と民主黨の三黨は大同團結 理事長は黎元洪。 理事、

三月三日の大會で組織を公然化し、 國民黨はいうまでもなく、 辛亥革命を指導した中國同盟會の後身である。 「中華民國を鞏固にし、民生主義を實行する」との立黨趣旨を掲げるにいたった。非公然 同盟會は南京臨時政府成立後の一九一二年

時期の同盟會の三大主義のうち、 民族、 民權の二主義は民國創立によって達成され、 今後は民生主義の實現をはかる、

たわけである。

題を口火として親同盟會の唐紹儀內閣が倒され、 會と合併して國民黨の右翼を構成することになる。 共和黨一六議席との分布であったという。統一共和黨は谷鍾秀、(a) の時期になると、 合併することにより黨勢を擴大して數的劣勢をもりかえすために採られたのが、 同盟會は南京參議院時期には、 反同盟會の共和黨が優勢をしめるにいたった。ある資料によれば、 臨時約法の制定等においてほぼみずからの主張を貫徹することができたのだが、 袁世凱色の濃厚な陸徴祥內閣の登場を見た。この事態にたい 同盟会が劣勢であった結果として六月から七月にかけて、 吳景濂等北方の立憲派を中心とする黨であるが、 國民黨への改組であった。 共和黨四一議席、 同盟會三〇議席、 ベルギー借款問 Ĺ 北京參議院 やがて同盟 他黨を吸收 統

すること、 を理事長代理に選び、 事長は孫文。黃興、 生政策を採用する」と書きこむことにより一件落着させたという。 九一二年八月二五日、 同盟會の 孫文、 ②民生主義を廢去すること、 黃興の許可を得たうえで「共和を鞏固にし、平民政策を實行する」との立黨趣旨案をまとめあげた。 部から「民生」の二字を抛棄することに强い反對がおこったため、 宋教仁、 實際の運營は宋が責任を負ったという。合併するにあたり、 同盟會は統一共和黨および國民共進會、 吳景濂等が理事に、胡漢民、 (3)内部組織を改良すること」との三條件を提起したのにたいし、 唐紹儀、 國民公黨、 譚延闔、 張繼等が參議の役に就いた。 共和實進會を合併吸收して國民黨となった。 統一共和黨の側が「山同盟會の名議を變更 妥協案として張繼が綱領の 孫文みずから宋教仁 交渉の衝に當った宋 項目に それにた 「民 理

平和實利を以て立國する」 地方自治を發展させる、 いし共和黨の方は「11全國統一を保持し國家主義を採用する、 ここで國民黨、 および袁世凱の與黨である共和黨の綱領を引用しておけば、 (3)種族同化を勵行する、 の三項目である。 統 仏民生政策を採用する、 平和については兩黨ほとんど同じといってよいだろうし、 (2)國家權力を以て國民の進歩を扶持する、 (5)國際平和を維持する」 國民黨のそれは、 「1)政治統一を保持する、 の五項目である。 3世界の大勢に應じ、 國家主義か地方 それにた (2)

東

自治かという分岐 の展開はまったく別の方向へと進んでいくことになる。 したがって問題は、 E, 民生政策ないし平民政策の具體的內容の如何が係爭の焦點となるはずにも見えたのだが、(3) かつての省長民選制の可否という問題があったにしろ、つねに衝突の種になるわけのものでもなかった。 現實の政治過程

とに が、 以下閣員全員が國民黨に入黨した。 もじりこそ本末轉倒の絶品といってよいが、 れば國民黨への入黨などは服を着かえる程度のことだったにちがいない。妥協は成立して九月二五日に趙內閣が誕生し、 總理ならびに閣員はみな國民黨に入黨する、 して第三期内閣の首班に趙秉鈞を推した。 國民黨は責任內閣の實現をかかげて自黨による組閣を夢見たのにたいし、袁世凱の側もやはり內閣を自派の手に握ろうと "成功: おそらく宋教仁等改組派のねらいどおり、 したわけである。 内閣政黨としての國民黨の誕生であり、 この對立を調整するものとして出されたのが、袁世凱の人選を承認するかわりに、 黄興や宋教仁が大眞面目であったのにたいし、 との妥協案であった。有名な黄興の"內閣政黨" 參議院の多數黨となった。この時すでに陸徴祥は辭職を願いでていた(3) 國民黨は立法府のみならず行政府をも制壓するこ 趙秉鈞のような三百代言にしてみ の提案である。 この政黨內閣の 總理

るとして、みずからはその"大才』を鐵道建設を主とする社會事業に傾注しようと考えていた。その政見の公的に宣布された(8) て内閣を贊助せよ、 十月六日の上海國民黨の歡迎會に臨んだ孫文は、 國には統一制度を取る」に始まり、 にあってはほとんど同じ考えだったのである。 ものが九月二五日に袁世凱によって發表された袁と孫文、黃興および黎元洪の合意にもとづく內政大綱である。 國民黨改組から內閣政黨へのこの展開は、よく宋教仁、 袁世凱との協調、 袁世凱が國民黨の黨綱に贊成したのだから、 そのもとでの民國の發展という構圖のもとに政治活動が從屬させられていたのであって、 「8)力を竭して黨見を調和し秩序を維持することを承認の根本とする」に終る八カ條を含 すなわち、 國務員が國民黨に加入して國民黨內閣が出來たのだから國民黨は全力でもっ **黄興の右派的實踐の例證とされるものであるが、孫文とてこの當時** 孫文は今の政界はみな「極めて本領有るの人」がその任に當って 國民黨員は全力をあげて大總統を贊助せよ、 ときわめて卒直 したがって、 大綱は「1)立

に訴えていたのであった。

蜜月時期に入ったのであって、 てあげ、その體制のもとで自己の支配を確立するつもりだったのである。要するに、この時、 との觀點に立っていた。それにたいし、袁世凱にすれば國民黨の抽象的な黨綱に贊成して、國民黨を自分の"支持者"に仕立 の指導者は、 約法でもって袁世凱を縛ろうと考えていた孫文等革命派にとって、あまりにも當然の歸結であった。 孫文も黃興も宋教仁も、みな國民黨の黨綱に"贊成"する袁世凱を支持し、そのもとで秩序ある發展を實現する 國民黨はすくなくとも參議院においては、 袁世凱の與黨となったのであった。 國民黨と袁世凱とは表面的には 當時の國民黨

几

ある。 黨は列强の侵略に反對する民族主義の旗をふりかざして、民族の代表であるかのごとくに振舞ったのである。 没階級的觀點に立つブルジョア革命派としての國民黨にふさわしい政策はおそらく他になかった、といってよいだろう。國民 (8) 略をもっとも重要な問題とみて、連日のように、「蒙古風雲錄」「西藏風雲錄」を書きたてたばかりでなく、ついには「蒙警暈 れかあらぬか、國民黨の機關紙『民立報』は、選擧をまえにして、帝制ロシアの外蒙古への侵略、イギリスのチベットへの侵 てみれば、新しい共和國をみずからの構想にしたがって發展させていく政治的基礎が出來あがったと考えたにちがいない。そ 内閣政黨を實現した國民黨は、袁世凱大總統と趙秉鈞內閣を擁護しつつ、第一

回國會選舉に臨むことになった。國民黨にし 欄を大々的に設けてキャンペーンにとりくんだ。論説でとりあげたのは勿論であって、武力對決をも主張しているほどで 袁世凱がいかに國民黨の綱領に贊成したとはいうものの、 かれとの協調體制のもとでの對外一致、 愛國鬪爭の提起ほど、

中華民國第一回國會選擧における國民黨の勝利について

をも追求せねばならなかった。そして實際に、

國民黨が「共和を鞏固にし、平民政策を實行する」との立黨趣旨を實現するためには、

國民黨はそのための政黨としての獨自活動を强力に展開した。

六三五

選擧における自黨の勝利

する權利と政治を擔任する義務があることを認識せよと述べて、「此の神聖莊嚴の選舉權」を寶物のように大事にし、「代議士」 初選擧が實施されるはずであった一一月になってもまだ『民立報』の論説は、 ない、というのが現實だった。選擧についての啓蒙的文章は當時の新聞に滿載されているといって過言ではないが、もともと を選び政黨を動かして政治參與の目的を達せよと力說している、 成に着手していたようである。 のちに民主黨を名乘る保皇派も、つとに國會組織法公布以前の七月初に、 しかし、史上最初の國會選舉にあたって、なによりもまず選舉の意義の啓蒙から始めねばなら といったぐあいなのである。 選擧にむけて「正壇演説資料」や運動の手引の作 共和國體となったからには、 國民は政治に參與

和熊 であった。たとえば一〇月末、 寸暇もないほどのスケジュールなのだが、そのうちの一二についてのみ紹介し、運動の一端を垣閒見ておこう。 らず」というのだから、 錦を飾ったわけだから、 からも窺えるように、かなり早くから着手されていたようである。主要な運動方法は、豫想されるとおり演説による訴えかけ 國民黨の選擧運動も、たとえば孫文が九月二十日に太原へと赴いたさいに山西支部に「國會選擧事宜」を指示していること(第) 農工商界、 新聞一流の誇張を割引いたにしろ、その人氣は大變なものだった。長沙の各界は國民黨をはじめ、 壓倒的な歡迎を受けたのは異とするにたりないとしても、それにしても出迎える者「七、 女界、 湖南長沙に歸った黃興のうごきをみてみよう。同盟會の勇將として盛名を馳せた黃興が故鄕に(ミエ) 報。界等々、すべてをあげて大歡迎陣をしいた。長沙滯在中、シャートゥメィ 集會、 宴會においまくられ 八萬人を下

明が付されているが、この土地生産性に還元したあいまいな注釋は、おそらく黃興の責任ではなく、通信員の理解力によるも 體が平等に用いようという主義である。 準備に力を注ぐよう訴えている。 一月三日、 アメリカ、 國民黨湖南支部の歡迎會に臨んだ黃興は、二千人の聽衆をまえにして、國民黨の綱領を說明し、 漢口などにみられる土地價格の 上昇分を少數の富豪に獨占させず、「一種の抵價稅」によってそれを社會全 フランスなどの政治革命を經た共和國がいま直面している社會革命を囘避するためのものであって、 かれによれば、 抵價税には「土地の大小を論ぜず、但だその産の豐磽に視て以て税額を定む」との説 國民黨の綱領の特別なところは「民生主義」すなわち「國家社會主義」にあ あわせて選擧

しているのである。 义 IJ のであろう。これは、國民黨の會だから述べたというものではなく、 っている。 カ流のトラストに反對してドイツの國家社會主義に範をとり、 さらにはドイッ人に壟斷されている湖南のアンチモニー鑛山なども「商本」を集めて中國人の手で經營することまで提起 そして、 地價增差税を採用しさえすれば「富强はおのずと立ちどころに至るべし」ともいう。 「國家百年の長計」として「地價增差税」を採用せよ、とい 五日の政界全體の歡迎會でも千餘人をまえにして、 また實業振興をとな アメ

ら 秩序を亂すことなき發展が保證されないはずがあるだろうか。とすれば、 興の氣運がそれに結びつくことはきわめて容易であったはずである。 發展が約束される。しかもそれを約束するのが盛名をほしいままにする黄興であるとすれば、 發生を豫防し、 主義を綱領として持つ黨、 るに黄興が賣りこんだのは、 が削除を要求した、 しても、 同等の認識を持っていたとはいえないにしても、この演説からみて基本的なところは黃興もつかんでいたといってよい。要す この民生主義、 それを擁護する者が强調したとしても、なんの妨げもなかったのであろう。そして、 けっして不思議ではなかった。ことがらの本質はほとんどだれにも理解されないまま、矛盾なく調和のとれた將來の 社會革命の厄運を免れるための民生主義、 國家社會主義とは、いうまでもなく、 あの民生主義である。もちろん立黨趣旨には入れられなかったにしろ、 そのような黨としての國民黨のイメージである。 共和國の發展、 實業の振興をうちだしながら、 同盟會綱領の平均地權であり、國民黨結成にあたり、 そのような民生主義を地主をもふくむ聴衆の多くが恐れなかったと くわえて、その國民黨は袁世凱と協調しているのだから、 國民黨の選擧における優勢はほとんどはじめから約 歐米の跡を追って實業は發展させるが貧富懸隔 そのマイナス面を囘避する唯一の策としての民生 "行動家』 黄興が "理想家』 孫文と 綱領の一項には加えてあるのだか 革命によってかきたてられた新 統 一共和黨など

ては國民黨が優勢であり、 選擧運動には各黨ともにそれぞれ力を入れたようであるが黃興の地元である湖南、 直隸、 Ш 東 浙江、 江蘇、 安徽等では二大黨である國民黨と共和黨とが競りあった。 同盟會いらいの地盤である廣東等におい

東されていたといえよう。

説するといった入念さである。 露による敵候補の蹴落としくらいは序の口で、偽造投票用紙の使用、開票時の票のすりかえ、替え玉投票等々のやり口まで解 は表紙中央に「祕密談話(閱畢深藏)」とあり、その右側に「中華元年十一月」、左側に「共和黨頒行」と記す體裁のもので、 なる選擧運動虎の卷の摘發問題からも運動のはげしさの一端が窺えるのだが、國民黨の河南支部が摘發したそのパンフレ 問一答式に選擧の手管を解説したものである。それは「閱畢深藏」と特筆するだけあって、「暗箭」すなわちスキャンダル暴

元の費用を必要とした、ともいわれている。 のは二、三〇元にものぼり、候補者は、ひどいばあいは四、五萬元も使い、運動が比較的激しくなかった上海でも、四、 演説運動より變じて金錢運動と爲る」ほかはなく、競爭の激しい地方では、初選擧の票一票が一、二元ないし四、五元、髙い 建のある選擧區では投票敷が有權者の倍にものぼるというような奇怪事が起ったりもした。その行きつくさきは「政見運動、 を無意味にするようなことはかなり起ったようである。たとえば蘇州では一人で十數囘も投票したものがあったというし、 薫はもちろんそれが自黨發行のものであることを否定した。そのパンフを何黨が發行したのかはともかくとしても、投票自體 この小册子を手にいれた國民黨は「擾亂民國之惡魔」「可驚可駭之印刷品」との副見出しをつけて攻撃にかかったが、

ていない。餘裕があったといえばそれまでだが、某省には某黨の都督も縣長もいたわけだから、やはり、(3) のいうとおりであったろう。しかし都督胡漢民は、自分が任命權をもつ覆選監督七名のうち、國民黨員はただ一人しか任命し くりのしかたにもとめ、それに非難がむけられる、といったこともすでに初選擧の段階で起りはした。それはおそらく非難者 選擧の結果をふまえての分析であると推定してよいと思うが、その段階でもすでに民主、統一兩黨に大きく差をつけると同時(3) しまった。その勝利の原因をひとえに、廣東省都督が卽國民黨支部長であり、縣長が黨分會長を兼ねるという國民黨の組織づ それはともかく、選擧は國民黨に有利に進んだ。謝彬の『民國政黨史』に載せる各省ごとの四黨の黨勢比較表はおそらく初 共和黨にたいしても優位を占めていた。そして覆選擧ではさらに差をあけて、廣東ではなんと定員三〇名全員を獨占して 省 縣の各レベルに

おける國民黨員の活動的分子の廣範な存在をぬきにしては國民黨の勝利は語れなかったであろう。

者は豫想をこえて多く、 れていたのだから、 シテ、本黨カ全力ヲ盡シテ運動シタル結果」、定員一六名の七割を國民黨が占めた。 張錫鑾は袁世凱直系で共和黨寄りとみら(@) 統一黨約五〇名、 國民黨の劣勢が豫想された奉天においても、 袁と國民黨との「表面的妥協」の效果がこんなところに現れたわけである。 民主黨約三〇名、無所屬約二〇名、という結果に終った。 有吉明上海總領事の報告では、衆議院議席總數五九七名のうち、國民黨は約三〇〇名、共和黨約一九 参議院議長吳景濂の活躍と「都督張錫鑾等カ國民黨ニ反對セサルヲ利用 その他の省でも國民黨の當選

豫想されながら勝利したのは、 のみもとめた。外在的な原因によって敗れたとしか考えないとしたら、梁が反國民黨の立場を共和黨入黨で貫こうとし、 言一動みな謹愼し、 敗れた側、 かれの總括は鬱憤ばらしにこそなれ、勝利した國民黨にはなんの痛痒も感じさせなかったにちがいない。孫文は、劣勢を 統一、民主三黨合併しての進歩黨結成へと進んだとしても、その轉身をあながち無原則とは言えないであろう。 たとえば民主黨の領袖梁啓超は「我黨敗れたり矣」と敗北を確認しながら、その敗因を「敵人の暴力と金錢」に すこしも放肆にながれることはなかった」と應酬して動じなかったのである。 金錢運動をしなかったからだと廣言しているし、非難が集中した廣東の代表なども「平日より

五.

事件が惹きおこされることになる。 世凱と國民黨との表面的な蜜月は破れ、 勝利した國民黨は、こんどは"內閣政黨"ではなく政黨內閣、第一黨による責任內閣の樹立をかかげるにいたる。ここに袁 しかし、それはまた別の新しい課題である。 かの國民黨に入黨した趙秉鈞、國民黨の政策に贊成した袁世凱の手による宋教仁暗殺

國民黨の勝利の原因は、 まず第一に、 列强の侵略に反對する民族主義の旗をかかげたこと、 第二に、その旗とあわせて擧國

で勝利を獲得しようとすれば、つねに反帝反封建の旗をかかげねばならぬ、ということをこの選擧は初歩的に示したのである。 以後ふたたびそのようなことはなかったのだが、この三條件が辛亥革命の"成功"という政治情況を基盤としてむすびついた 民黨ないしブルジョア革命派に活力を與える源泉であった。第三は、この第一革命の直後にだけ出現した特殊な條件であり むしろいっそう孤立して政權を手放さねばならなかったのである。まさに、復辟論者の宗方小太郎が罵詈雑言をあびせている きなかった。ゆえに、袁世凱は參政院でお茶をにごそうとして失敗し、段祺瑞は安福國會なる翼賛議會をデッチあげながらも、 のがこの第一囘國會選舉であった。たとえ制限選擧だとしても、半植民地中國においては、いくらか大衆的な基盤をもつ運動 なり十分に運動をすすめえたこと、にもとめられよう。第一と第二の旗は、 とともに民意を體現する新しい運動、 った。そして、この"民意"を體現して誕生したはずの國會は、成立後には"民意"にそむいて自らの力の源泉を失い、それ 換言すれば、國會と北洋軍閥とが究極のところでは相容れぬ關係をたもちながら、民國初期の政治史は展開していったのであ ように、敵手からみれば「國會なる者は、擾亂の機關にして統一上の阻力」いがいのなにものでもない存在でありつづけた。(4) とはできたにせよ、國會が選擧によって附與された中華民國の"民意』の代表としての地位をみずからの手に收めることはで 致の秩序あるブルジョア的發展を保障すると稱する民生主義の旗をかかげたこと、第三に袁世凱との表面的妥協のもとでか 方 袁世凱を筆頭とする買辦北洋軍閥は、つねに首都を支配する軍事力は持ち、したがって國會を武力で制壓凌辱するこ 組織がもとめられることになり、 五四運動への胎動が、 中國の置かれた世界史的位置からして、つねに國 國會とはかけはなれたところで

起ってくることになるのである。

- 1 最近公刊された李守孔編『民初之國會』(一九七七年 とりあげる國會選擧に關する資料はほとんど收めていない。 拙論と深くかかわるかのごとくであるが、ここで 泰
- 2 臨時約法については、谷鍾秀『中華民國開國史』(一九一四年

- 東圖書局)八四~九二頁による。
- 3 臨時参議院の議院定數は、臨時約法第一八條に規定されている。一 六年、中華書局)四九○~一頁による。 一一名という數値は劉壽林編『辛亥以後十七年職官年表』(一九六
- 國會組織法は『政府公報』(合訂本)中華民國元年八月分「法律」

4

- 所收による。
- 5 擧法(政府公報)によれば、基本的に同じ資格制限をもつ有權者が **衆議院については後述するが、九月四日に公布された省議會議員選** 家議員の四倍の比例で省議員を選んでいくのである。
- 6 引者、(5)文盲、である。また選擧權を停止される者は、 **家議院議員選擧法は注(4)に同じ。ちなみに選擧權を持てぬ者は、** に適用せず)、である。 巡警、(3)僧道およびその他の宗教師(ただし(2)(3)は蒙藏青海 陸海軍人および徴調期間中の後備役、(2)現任の行政司法官および (1)公權被遞奪者、(2)被破產宣告者、(3)精神病者、 (4)鴉片吸 (1)現役
- 7 各省諮議局章程(中華民國開國五十年文獻第一編 第八册、五三〇~五四八頁)
- 8 學卒業生はといえば、一九○四年(光緒二九年) ろからみて、おそらく、清末にその人數は、一〇 Chung-li Chang: The Chinese Gentry, p. 111 のエリート身分であっていわゆる秀才である。 生員とは、科擧試験の第一段階をパスした最下級 料』上三七八頁にあげるところは、一九二〇年ご よばなかったであろう。舒新城『中國近代教育資 ろけっして多くはなく、一○○萬にははるかにお 修學と規定されているところから推して、このこ の「奏定初等小學堂章程」よると七歳入學、五年 ○萬前後でなかったか、と想像される。一方、小 に太平天國後の生員數九○萬餘と擧げているとこ
- 10 9 遠山茂樹、安達淑子著『近代日本政治史必携』(一九六一年、岩波 ろの小學生數でも五○○萬餘にすぎない。 書店)一五九頁。なお納税制限は大正九年(一九二〇)に三圓以上 と改められ、同一四年(一九二五)に男子普選となって撤廢された。

14

選擧權討議については『民立報』一九一二年六月二三日、二五日、 中華民國第一回國會選擧における國民黨の勝利について

- 二八日、 七月一〇日、一五日の「参議院委員會記」「参議院會議記
- îi 月九日、一一日社論「論選舉敬告國民(微塵)」。なお國民黨側も工 商業者の要求に賛成していることは、 『時報』一九一二年一一月五日「工商界之要求選擧權熱」、 同一二 『民立報』の記事にもみえて
- 12 論「論選擧權(行嚴―章士釗―)」。 『民立報』一九一二年五月一八日投函「論選擧權(金得先)」、 同祉
- 有権者數は『民立報』一九一三年一月四日「豢譲院選擧人……總數 一覽表」による。

13

		選舉人數(A)	定員	(B)	(A)/(B)
直	隸	人 6,195, 7 57	人 46	万人 3,680	16.8
奉	天	896,408	16	1,280	7.0
吉	林	108,835	10		
黑	龍 江	288,234	10		
江	蘇	1,939,368	40	3,200	6.1
安	徽	1,450,903	27	2,160	6.7
江	西	4,980,883	35	2,800	17.8
浙	江	1,184,629	38	3,040	3.9
福	建	1,283,348	24	1,920	6.7
湖	北	5,670,372	26	2,080	27.2
湖	南	2,277,414	27	2,160	10.6
山	東	1,368,184	33	2,640	5.2
河	南	1,688,632	32	2,560	6.6
Щ	西	2,588,068	28	2,240	11.6
陜	西	1,395,622	21	1,680	8.3
甘	肅	148,526	14	1,120	1.3
新	疆	9,506	10	_	
四	. Л	1,729,366	35	2,800	6.2
廣	東	1,906,516	: 30	2,400	8.0
廣	西	2,731,717	19	1,520	18.0
雲	南	233,398	22	1,760	1.4
貴	州	792,290	13	1,040	7.6
計		40,867,976		(42,080)	

(備考) 各省の推定人口は各省別衆議院議員定數

子は豢護院議員の被選擧資格を有する、とあるだけである。 選擧法の規定によれば、中華民國の國籍を有する滿二五歲以上の男 る)このばあい、有権者以外が選ばれることはない、と前提されて - 豪藏青海の選出議員には「漢語に通曉する」 ことが 要求され

がいの選舉辦理人員がくわわる。 止されるもののほか、小學校教員、各學校習業生、および監察員いいるのである。また被選擧權を停止される者としては、選舉權を停

(15) 選擧方法および次段の投票辦理人員については注(4)に同じ。

24

- (16) 参謀本部「清國事變特報附錄」第五七號(外交史料館文書資料 一
- (18) 孫文「自由之眞諦」(黨史委員會一九七三年版國父全集 第二冊
- 史』(一九六二年 文星書店)による。 「中國政黨史」(一九六九年 ・臺湾商務印書館)、 謝彬『民國政黨知』(中國政黨史』(一九六九年 ・臺湾商務印書館)、 謝彬『民國政黨知》、 東和黨等の政策の概略については、とくに斷りのないかぎり、楊幼
- (20) 丁文江撰『梁任公先生年譜長編初稿』(一九六二年 世界書局)四○三頁。下文の梁の共和黨入黨は、同上四一四頁。なお、共和黨への入黨は民主黨からの離脫を意味しない。當時の入黨はいわば同好會への參加のようなもので、人によっては自分の贊成する黨派にいくつも入ったのである。ゆえに、選擧のさいに二黨はおろか、三黨、くつも入ったのである。ゆえに、選擧のさいに二黨はおろか、三黨、くつも入ったのである。
- (21) 東亞同文會編『第三回支那年鑑』(一九一八年)八三~五頁。ただ おおよそ支那年鑑の分類するごとくであったろう。 場書は同盟會、共和黨とも四○餘議席、統一共和黨二五議席という 協書は同盟會、共和黨とも四○餘議席、統一共和黨二五議席という また。場め炯前
- (22) 『民立報』一九一二年八月一日「五大黨合倂詳誌」
- (3) 國民黨への改組のさいの政策の後退はよく指摘されるところであり、

- 平凡社)を参照。 小野和子「辛亥革命のなかの女たち」(中國女性史 一九七八年) 實際そのとおりである。たとえば「男女平權」の放棄については、
- (一四五頁)。(一四五頁)。 (一四五頁)。 (一九六五年 臺灣商務印書館)は三分の二を占めたと ま で い うっても國民黨の多數が予想され て よ い。 鄒魯『中國國民黨史稿』注(3)に記したところからすれば、多少の改組にともなう變動があ
- 孫文「鐵路計畫」(前揭國父全集 第二册 八一〇頁)。
- 『民立報』一九一二年一〇月一日「民國政府與政黨首領之協定政策」

26 25

- (⑵) 孫文「國民黨當以全力贊助政府」(前揭國父全集 第二册 二七九
- (28) この問題では逆に共和黨などが袁=趙內閣反對の質問狀を出してい
- (2) 『民立報』一九一二年一一月七日「論國民不尊重選擧權(次環)」
- (30) 黄季陸增訂『國父年譜』上(一九六九年)四八六頁。なお、南京臨時政府時代、國民黨改組前における孫文、胡漢民と宋教仁派との間に中政府時代、國民黨改組前における孫文、胡漢民と宋教仁派との間にから孫文・宋教仁」(歴史學研究 四〇八號)があり、教えられる監も多かったが、國會選擧については、孫文派と宋教仁派との間に點も多かったが、國會選擧については、孫文派と宋教仁派との間に原則的な對立はなかった、と私は考えている。
- 歓迎會」による。 一五、一七、一九、二○日の「湖南電報」「黄克强返湘記」「黄克强 一五、一七、一九、二○日の「湖南電報」「黄克强返湘記」「黄克强 以下の黄興の長沙行については、『民立報』一九一二年一一月一三、
- (32) 『順天時報』一九一二年一二月一七日「衆議院初選舉之現狀」。
- (3) 『民立報』一九一二年一二月二四~六日「祕密選舉法披露」
- 月二七日「祕密談話起波瀾」)、問答中に「支那康梁」なる語がみえ語」を强調して廣東國民黨の作とにおわせているが(民立報 一二(34) 共和黨は否定しただけでなく、逆にそこに用いられている「廣東土

中華民國第一回國會選舉における國民黨の勝利について

- えられる。
- (35) 『民立報』一九一二年一二月一○日報告(外交史料館文書、各菊池義郎廈門領事一九一三年一月一○日報告(外交史料館文書、各家地義郎廈門領事一九一三年一二月一二日蘇州通信「議員選擧仗金錢」。
- (36) 『民立報』一九一二年二月二三日報告(外交史料館文書 同有吉明上海總領事一九一三年二月二三日報告(外交史料館文書 同の發言。『順天時報』一九一二年一二月二九日「賈選擧票之價額」。 『民立報』一九一二年一月一一日「國民黨懇親大會祀」での吳稚暉
- 結果をふまえた分析と推測したのである。日の西田絣一の文章の轉載であるが、その日付からして、初選擧の3の一番が前掲書 四九~五一頁。それは『上海日報』一九一三年一月一
- (38) 『時報』一九一二年一二月二四日「粤省選擧之怪狀」。
- (3) 赤塚正助廣東總領事一九一二年九月二八日報告(外交史料館文書、
- (40) 注(36)所引有吉報告。
- (4) 同右。やや遅れて四月一○日の宗方の報告では、確定議席五八八の

- (42) 丁文江前揭書 四一八頁。
- (4) 孫文「政黨宜重黨綱黨德」(前掲國父全集 第二册 三二五頁)。
- の反映については、ここではすべて捨象している。 北洋軍閥內部の諸派の對立、さらに西南派との對立關係の國會內へ、 前掲宗方文書 六三九頁。ここで一言斷っておかねばならないが、